

名古屋大学デジタル人文社会科学研究推進センターにおける 「学会発表奨励金」制度要項

目的：

第1 本制度は、名古屋大学に所属する大学院生のうち、デジタル人文社会科学教育プログラムに参加している学生が、デジタル人文社会科学に関する国内外の研究集会に参加し、学会発表を行うことを支援・促進するとともに、デジタル技術を活用した研究および学際的な学術研究の推進を図ることを目的とする。

奨励金の種類：

第2 この制度のもとに、学会発表奨励金を設ける。

募集対象となる学生：

第3 デジタル人文社会科学教育プログラムに参加している大学院生のうち、下記を満たす学生とする。また、同一課程内に在籍中の申請は1回限りとする（博士前期課程と博士後期課程の学会発表奨励金は、それぞれ別課程とみなす）：

- ① デジタル人文社会科学に関連する学会・研究会・ワークショップ等において、発表を行うことが決定している、または発表を予定している大学院生であること。
- ② デジタル人文社会科学研究推進センターに所属する教員（専任・兼任を問わない）から推薦を受けられる者であること。

選考方法：

第4 申請書類に基づき、専任教員会議および教員会議において選抜を行い、対象者を決定する。選考に際しては以下の点を考慮する。

- ① 発表の内容がデジタル人文社会科学に関連したものであること
- ② 研究計画の学術的意義
- ③ 応募者の将来性
- ④ 当該の学術集会で発表することの意義
- ⑤ 移動を伴うものについては、計画（旅程を含む）の合理性

奨励金の支給：

第5 学会参加費および旅費を考慮し、募集要項に定める基準に基づいて支給額を決定する。なお、支給に当たっては、活動終了後、関係書類により実施を確認した上で行う。

計画の変更：

第6 応募時に提出した計画等に変更が見込まれる場合には、デジタル人文社会科学研究推進センター事務室に速やかに相談しなければならない。変更の内容に応じて、奨励金の支給の可否又は支給額を決定する。

また、提出した計画に基づく活動が実施されなかった場合には、当該変更又は未実施の理由、実施状況および費用発生の状況等を総合的に勘案し、奨励金の支給の可否および支給額を判断する。

財源：

第7 デジタル人文社会科学研究推進センター事業推進費教育・研究力強化戦略経費の範囲内でこれを行う。

事務：

第8 本事業に関する事務は、デジタル人文社会科学研究推進センター事務室において処理する。

その他：

第9 本要項に定めのない事項については、デジタル人文社会科学研究推進センターにおいて判断する。

附則

本要項は、令和8年7月14日から施行する。